

掛川市告示第42号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

掛川市長 松井三郎

第11条第2項を次のように改める。

- 2 利用料の額は、1回の利用につき事業に要する費用の100分の5に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。